

人権救済基金のご案内

人権救済基金とは

愛知県弁護士会には、人権侵犯の救済その他人権擁護活動の充実に必要な資金援助に充てるため弁護士を支給対象とした人権救済基金が存在します。

人権救済基金は、平成7年に東海予防接種禍訴訟弁護団から寄附を受けたことを契機に設立された基金です。

人権救済基金のため、愛知県弁護士会には人権救済基金運営特別委員会が設置されていて、愛知県弁護士会の会長は、当委員会の決定を受けて基金の支出をします。

人権事件とは

「人権事件」とは、人権の保障がまだ十分でない状態にある者の人権に関する問題で、その解決が社会的又は公共的意義を有する事案であって、愛知県弁護士会が人権侵犯の救済その他人権擁護活動の充実に必要な資金援助に充てる目的に照らして援助を相当と認めたものをいいます。

支給実績について

今日まで刑事事件での鑑定費用や通訳費用、弁護団事件、犯罪被害者支援に援助実績があり、費用・報酬の支払いが見込めない事件で、多くの弁護士を支えてきました。

寄附のお願い

人権救済基金の維持には寄附が不可欠です。少額でも構いませんので人権擁護活動のためにも寄附にご協力下さい。

感謝状・領収書をお出しすることもできます。贖罪寄附にもご利用ください。

なお、寄附金控除は受けられませんのでご注意下さい。

⇒寄附申込書は裏面へ



お問合せ先：愛知県弁護士会

住所：名古屋市中区三の丸1-4-2

TEL：052-203-1651

<https://www.aiben.jp/>

愛知県弁護士会人権救済基金申込書

愛知県弁護士会人権救済基金に寄附を申込みます。

年 月 日

【 住 所 】

【 電 話 】 () —

【 氏 名 】

又は

【 団体名 】

【 金 額 】 円

【寄附金の詳細】

【 寄附理由 】

愛知県弁護士会の人権擁護活動に対するご意見、ご提案がございましたら、お聞かせ願います。今後の活動について参考にさせていただきます。